

「女性活躍職場の拡大に向けた広報事業」実施業務 仕様書

1 業務名

令和7年度「女性活躍職場の拡大に向けた広報事業」

2 業務目的

北九州市では、女性が「自分らしく」輝けるまちの推進を令和7年度の重点テーマとしており、女性の社会進出を促進するためには、女性を受け入れる企業側もこれに応じた施設や制度の整備が必要となる。一方で、中小企業は経営資源に余裕がなく、女性の就労環境の整備やノウハウに課題があることが多い。

このため、既に女性の採用や登用、休暇制度、キャリア形成、職場環境整備など、女性活躍に向けた先進的な取組を行っている市内中小企業の取組を新たに作成した広報媒体等を通じ、広めることで、他企業への波及・拡大を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 取材候補企業の提案

モデル事例となるような女性活躍に向けた取組を行っている市内企業を10社提案すること。また、提案理由も併せて明示すること。

※提案対象企業は、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者とする。

※10社のうち3社程度は、製造業・建設業・運輸業の中から提案するものとする。

※取材企業は、提案等を踏まえ、市が指定するものとする。

(2) 女性活躍に取り組む先進企業への取材・写真撮影

ア 市が決定した企業への取材を実施すること【5社】。

なお、取材依頼を行うにあたり、対象企業への最初のコンタクトは市が行うが、その後の日程調整及び記事内容確認等は受託者が中心となっていくこと。

イ 取材にあたって、広報物に掲載する写真を撮影すること。

(3) 広報誌掲載原稿作成及びパンフレット作成

(2)の取材に基づき、下記の原稿及び広報物を作成すること

ア 広報誌（ネットワーク北九州）掲載原稿作成

公共財団法人北九州産業学術推進機構中小企業支援センターが発行する、ネットワーク北九州（毎月1日配布）の原稿作成を行うこと。

A4サイズ1ページ/社、カラーで電子データ（ワード形式）を納品すること。

イ パンフレット作成

取材記事、写真等を掲載したパンフレットを作成すること。成果品については、A4サイズ全12P（取材企業の記事を1社2ページで作成）で、中綴じ製本、カラー、マットコート紙135kgとし、印刷物最低1,000部と電子データ（PDF形式）を納品すること。なお、デザインや原稿の内容等は、事前に市と協議のうえ、作成すること。

(4) 企業及び求職者に向けた広報

(3) で作成したデータ等を活用して、より多くの企業経営者層や女子学生、女性求職者に取材内容が届くよう、受託企業の強みを活かした情報発信を行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

5 事業計画・業務報告等

(1) 事業計画書の提出

契約後速やかに事業計画（広報計画、実施体制、全体スケジュール等）を策定し、事業計画書を提出すること。なお、詳細は北九州市と協議のうえ決定すること。

(2) 納品物

事業の成果物として、紙媒体及び電子データを市に提出すること。また、納品物の内容については事前に北九州市と協議すること。

納品物の提出期限については次のとおりとする。なお、提出期限の調整が必要な場合は、市と協議のうえ、決定すること。

ア 取材候補企業の提案書

契約後10日以内に納品すること。

イ 広報誌（ネットワーク北九州）

令和7年8月から令和7年10月の各月末日までに、最低2社分の原稿を納品すること（5社納品が終了した以降の月は除く）。

ウ パンフレット

令和7年10月31日までに納品すること。

(3) 業務完了報告書

令和8年3月31日までに業務完了報告書を作成し、提出すること。業務完了報告書の内容については事前に北九州市と協議すること。

6 提出先

産業経済局中小企業振興課

7 その他留意事項

(1) 当該業務は、契約後速やかに着手し、委託期間終了日までに完了すること。

(2) 受託者は、常に北九州市職員と密接な連携を図り、本市の意図について理解のうえ業務に着手し、適正かつ効率的な進行に努めること。

(3) 当該業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど、万全のセキュリティ対策を講じること。

(4) 当該業務において業務上知り得た情報は、他に漏らさないこと。

(5) 当該業務の遂行にあたり、重要な事項を選定する場合や疑義が生じた場合は、予め北九州市と協議を行い、その指示又は承認を受けること。

- (6) 当該業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、報告すること。
- (7) 本事業にかかる全ての著作権及び著作権は北九州市に帰属するものとする。また、帰属した全ての著作権及び著作権について、北九州市は許可なしに二次利用できるものとする。
- (8) その他、この仕様書に定めのない事項については、北九州市と受託者が協議のうえ決定すること。